

10月は「3R推進月間」

皆さんは、3Rという言葉をご存じですか。

3R (Reduce、Reuse、Recycle)は、ごみを減らし、循環型社会を形成していくためのキーワードです。

リデュースとは、ごみの発生を抑制し、ごみを減らす工夫をすることです。3Rの中で、最も効果的で重要なものです。

リユースとは、何度も繰り返し使うことです。ごみとして捨てる前に修理したり、他の人に譲ったりするなど、もう一度生かす方法を考え、物を大切にすれば、ごみを減らすことができます。

リサイクルとは、製品として使えなくなったものを資源として新しい製品の原料に(再資源化)することです。そのためには、正しいごみの分別が必要です。また買い物の際に、積極的に再生品を選ぶことで、リサイクルの輪が完成します。

3Rを実践することは、環境負荷の少ない「循環型社会」の実現につながります。私たち一人一人の意識と行動が社会を変える原動力となります。今日から3Rを実行し、環境に優しい生活を始めてみませんか。

問・リデュース・リサイクルについて

中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523

・リユースについて

環境課環境啓発係

☎(3546)9592



リサイクルハウスかざぐるまをご利用ください

リサイクルハウスかざぐるまでは、家庭で不用になった衣類・雑貨などの展示販売、不用品交換情報の掲示などを行っています。

当施設を活用し、3Rの推進にお役立てください。

問リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

☎(3668)5037

リサイクルハウスかざぐるま八丁堀

☎(6275)2961

◎かざぐるま八丁堀は9月15日から出品物の受け付けを開始していますが、展示販売は10月1日から行います。



ジモティーでリユースしませんか？

地元の掲示板サイト「ジモティー」を利用すると、まだ使える不要な物品を必要とする人へ譲ることができます。また、必要とするものを譲ってくれる人を探すことができます。

ジモティーの特徴

- ・地元の掲示板なので、引き取り希望者を見つけやすい
- ・登録料や利用料はすべて無料
- ・チャットで簡単に取引可能



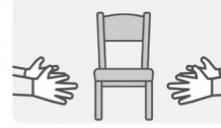
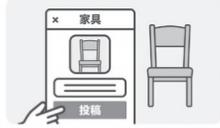
区HP

問環境課環境啓発係

☎(3546)9592

ジモティーの利用方法

1. 品物を撮影して投稿！
2. 問い合わせが来たら日程を調整
3. 品物を引き渡して…
4. 相手にお礼をおくって完了！



「食品ロス」の削減にご協力ください

「食品ロス」とは、食べ残しや売れ残りにより、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。

日本では1年間で約523万トンの食品ロスが発生しており、1人当たり毎日お茶碗1杯分(約114g)の食品を捨てていることとなります。

一人一人の日常生活でのちょっとした工夫や意識の向上が、大きな削減につながります。

ぜひ食品ロスの削減にご協力ください。

ちゅうおう食べきり協力店をご利用ください

区では、食品ロスの削減に取り組む区内の飲食店や食品販売店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として区HPで紹介しています。

ちゅうおう食べきり協力店を利用して、美味しく食べきりましょう。

協力店での取り組み

- ・小盛メニューやハーフサイズなどの設定
- ・ばら売りや量り売りなどによる食品の提供
- ・賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売 など

◎協力店は随時募集しています。詳しくはちゅうおう食べきり協力店HPをご覧ください。

フードドライブ

区ではフードドライブを実施しており、家庭で余った食品を受け付け、区内の子ども食堂などに提供しています。家庭で使い切れずに余っている食品類がありましたら、お持ち寄りください。

なお、受付窓口や受付時間はフードドライブHPをご確認ください。

問・「食品ロス」の削減について

中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523

・フードドライブについて

環境課環境企画係

☎(3546)5408



このステッカーが目印です。



▲フードドライブHP



▲ちゅうおう食べきり協力店HP

10月1日から事業系有料ごみ処理券料金が変わります

東京23区の廃棄物処理手数料が改定されることに伴い、事業系有料ごみ処理券の料金を改定します。

新しい事業系有料ごみ処理券の販売

10月1日から、区内の主なコンビニや小売店(ごみ処理券取扱所ステッカーの貼ってあるお店)で販売

現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

9月30日まで(使いきれなかった場合、10月31日までは差額の追加負担なく使用できます。11月1日以降、現行券が貼られた資源やごみは収集できません)

現行券の返金(還付)

所定の手続きにより口座振込で返金(還付)します。

◎現行券・旧券共に随時行っています。

現行券と新券の差額交換

現行券に、新券との差額を添えることで、同券種・同枚数の新券と1枚単位で交換できます。

交換期間

10月2日～令和6年3月29日
(土・日、祝日、年末年始は除く)

交換場所

中央清掃事務所

◎平成29年10月1日以降に区が発行した事業系有料ごみ処理券に限る。

◎郵送による手続きは行いません。

返金(還付)・差額交換の対象

中央区が発行した事業系有料ごみ処理券で、台紙から貼がれていないものに限りです。

その他、詳しくは区HPをご確認ください。

問中央清掃事務所管理係

☎(3562)1522



区HP